禁複製・転写

設備投資を行った大企業等の繰越欠損金が増加する特例の創設

【目的】企業の投資、事業再構築を支援するため
【対象】大企業等　【期限】改正産業競争力強化法の施行日から1年以内に事業適応計画の認定受けた場合の適用事業年度

【申請手続】

「事業適応計画（仮称）」の認定

【設備投資】

経済社会情勢の著しい変化に対応して行うものとして
一定の基準に該当する「事業適応計画（仮称）」の申請

「事業適応計画」に
従って投資
＝適格投資

【税制優遇】

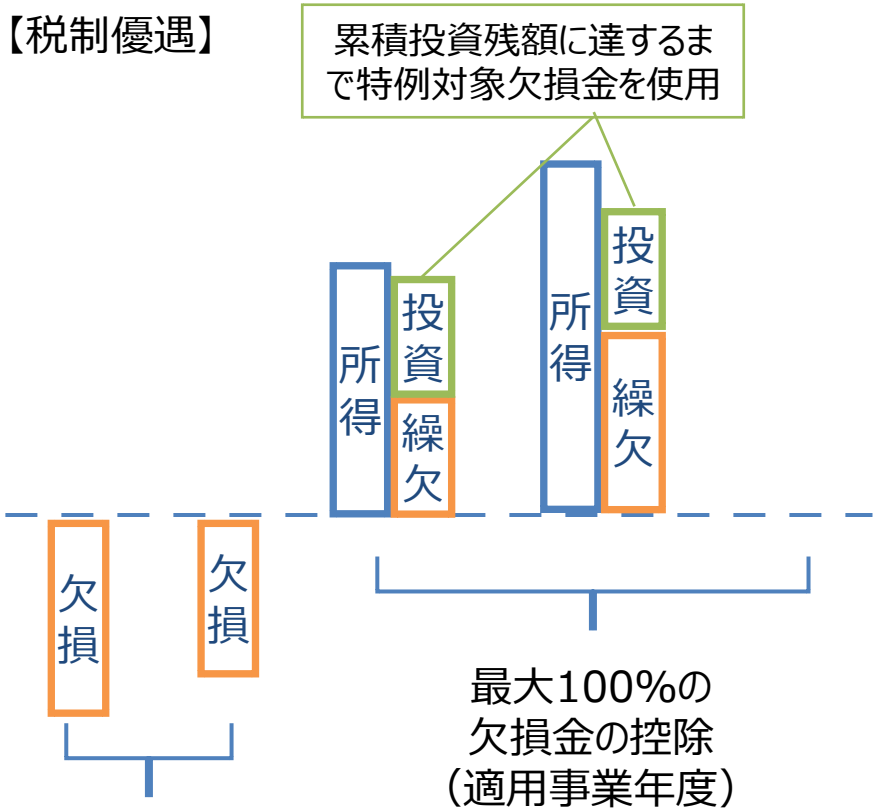

【留意点など】

- ◆「特例対象欠損金」とは、令和2年4月1日から令和3年4月1日までの期間内の日を含む事業年度において生じた青色欠損金
- ◆ 適用事業年度は次のいずれにも該当する事業年度
  - 特例欠損金が生じた事業年度開始の日以後5年以内に開始した事業年度
  - 事業適応計画の実施時期を含む事業年度
  - 令和8年4月1日以前に開始する事業年度
- ◆「累積投資残高」とは、事業適応計画に従って行った投資から、既に損金に算入した金額を控除した金額

本資料は令和2年12月10日「令和3年度税制改正大綱」に基づいて作成されており、
今後法令が検討される過程で内容が異なる可能性がございます。